

里づくりの拠点施設等整備支援事業

里づくりの拠点施設等の改修等に要する費用に対し補助を行います。

【補助率・補助上限額】

- (1) 交流施設型 対象経費の3分の1以内 上限300万円
- (2) ①定住型②居住起業型 対象経費の3分の1以内 上限100万円
 対象経費の2分の1以内 上限200万円 (子育て世帯※)
 ※農村地域外からの移住者で、中学生以下の子供がいる世帯
- ③移住を伴わない起業型 対象経費の3分の1以内 上限50万円

【補助対象者等】

| | | 対象事業 | 補助対象者 | 対象経費 |
|------------|-------------|--|---|---------------------------|
| (1) 交流施設型 | | 里づくり計画の実現に資する、都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備 | ・里づくり協議会 ・里づくり協議会に準じた団体と市長が認めたもの ・里づくり協議会と連携して運営等を行う団体または個人 | 左記事業に活用するための空家等の改修等に要する費用 |
| (2) 定住・起業型 | ①定住型 | 空家バンクに登録されている空家の整備 (専用住宅として取得または賃借する場合) 空家バンクに登録されている宅地における専用住宅の新築 | 農村地域外からの移住者 | |
| | ②居住起業型 | 農村定住起業施設等の整備 | 当該施設の事業者 (里づくり協議会の承諾が必要) | |
| | ③移住を伴わない起業型 | 既存建築物の用途変更等 | 当該施設の事業者 (里づくり協議会の承諾が必要) | |

問い合わせ先

一般財団法人神戸農政公社

TEL (078) 991-1557